

[事案 23-25] 契約内容変更無効請求

・平成 23 年 10 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

特約の変更手続を行った際、「旧特約が解約になる」「60 歳以降 80 歳までの特約保険料がアップしたままになる」との説明を受けていなかったことから、「重要事項不告知の禁止」にあたるとして、契約変更手続きの取消しを求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 3 月に保険会社の店頭にて、特約変更手続を行ったが、「旧特約が解約になること」「60 歳以降 80 歳までの特約保険料がアップしたままになること」について説明を受けていない。これは、保険業法第 300 条の禁止行為に該当するので、契約変更手続きの取消し、元の契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記の事実に鑑みると、旧特約を解約し、新特約を付加し、その期間は 80 歳満了であることは明白であり、それを認識しなかったのは申立人の過失であるため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「契約変更申込請求書」には、旧特約が解約となり新特約が中途付加され、その保険期間は 80 歳満了であることが明記されており、新保険料についても店頭にて案内している。
- (2) 変更後、申立人へ郵送される「手続き完了のお知らせ」「お支払い明細書」などでも、変更内容を確認いただける状況にあった。
- (3) 変更後、申立人は特約保険料の前納を行い、変更後の内容で入院給付金等を受け取っている。

<裁定の概要>

保険業法第 300 条違反が、直ちに契約変更の取消原因や無効原因となるわけではないため、裁定審査会では、申立人が、要素の錯誤による無効を主張するものと解し、当事者双方から提出された書面の内容、申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。なお、錯誤の内容としては、①本件契約変更について、旧特約は継続した上で（これが一階部分に相当する。）、これに新特約が付加され（これが二階部分に相当する。）、新・旧の特約がいわば「二階建て」のように併存する状態が、満 60 歳に達するまで継続する、②実際は、新特約が 80 歳まで継続することになるにもかかわらず（保険期間 80 歳満了）、60 歳以降は一階部分に相当する旧特約のみが継続すると思いついていたため、60 歳から 80 歳までの特約保険料が従前よりも増額となると判断していたことが窺われる。

審理の結果、下記の事実に照らせば、募集人は、申立人に対し、契約変更の内容を説明したものと推認され、仮に、申立人に要素の錯誤が存在していたとしても、申立人には錯誤に陥るについて重大な過失があったと言わざるを得ないので、申立内容を認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 契約変更申込請求書の裏面には、旧特約をそれぞれ解約し、新特約をそれぞれ中途付加する旨、および新特約の保険期間が 80 歳満了である旨が明記されていること。
- (2) 申立人は、平成 16 年 4 月、保険会社から、旧特約の解約に伴う「契約変更払戻金」を

受取っていること。

- (3) 申立人は、平成 16 年 3 月に、保険会社店舗において、パンフレットを用いて説明を受けた旨を認め、募集人は、これと併せて、「現在の保障内容」と「変更後の保障内容」を比較対照した「ご契約内容変更のご案内」を契約者に提示することが通例であり（保険会社のシステム上、パンフレットと同時にプリントアウトされる。）、本件でも、同日の説明時に、募集人は、申立人夫妻に対し、同書面を提示して説明したことが強く推認され、同書面には保険料も明記されていること。
- (4) 申立人は、平成 16 年 3 月、保険会社に対し、前納保険料を振り込んでおり、この金額は、新特約のみが付加された保険料（特約については 60 歳までの保険料）に基づくものであること。

【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。